

九重町起業支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、九重町内（以下、「町内」という。）に居住し、町内において生業として新たに起業する者を支援することで、本町の定住促進、産業の振興、地域活性化及び雇用の創出を図ることを目的として、予算の定めるところにより九重町起業支援事業補助金（以下、「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 起業 町内において、生業として新たに事業を起こすことをいう
- (2) 開業 起業した事業を開始することをいう
- (3) 起業者 補助金の交付決定を受けた年度内に新しく開業する者または新たに開業し1年を経過していない者をいう
- (4) 事業所 事業の用に供するために直接必要な土地、建物およびその付属施設をいう
- (5) 第2創業 既に事業を営んでいる者が新分野で創業することをいう

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者となる起業者（以下、「補助対象者」という。）は、この補助金の交付を申請した日において、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 町税等の滞納、町に対する債務の不履行がない者（同一世帯員を含む。）
- (2) 申請日において18歳以上65歳未満であること
- (3) 年度内に開業予定または開業から1年未満であること
- (4) 開業時点において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本町に住所を有し、または有することを予定している者
- (5) 町内に主たる事業所を置き、または置くことを予定している者
- (6) 事業所開設後に本申請事業を主たる生業として営み、開業した日の翌日から起算して5年以上継続して事業を行う意思のある者
- (7) 事業の主たる代表者である者
- (8) 特定創業支援事業（くす・このえ合同創業セミナー等）を受講し証明書の交付を受けている者、または商工会等の創業支援機関において補講等を受講している者

2 前項に該当する者のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者から除く。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定により許可又は届出を要する事業を行う者
- (2) 他の者が行っていた事業を承継して事業を営む者

- (3) 第2創業である者
 - (4) フランチャイズ契約またはこれに類する契約に基づく事業を行う者
 - (5) 補助金の対象事業において、同一の事業内容で他の補助制度を受けている、または受ける予定がある者
 - (6) 九重町暴力団排除条例（平成23年3月22日九重町条例第2号）第2条第2項に規定する暴力団員である者
 - (7) その他、町長が適切でないと判断する事業を行う者
- 3 補助金交付の対象となる起業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
- (1) 有償で実施し、収益性及び継続性が見込まれる事業であること
 - (2) 宗教活動、政治活動、公序良俗に反する活動及びこれらに類する事業でないこと（補助対象経費）
- 第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助対象外経費は、別表1に定めるとおりとする。
- 2 同一事業者による補助金の交付は、1回限りとする。
（補助対象期間）
- 第5条 補助対象となる期間は、補助金の交付決定を受けた年度とする。
（補助率及び補助金額）
- 第6条 補助金の額は、当該年度の予算に定める額の範囲内とし、補助率は補助対象経費の2分の1以内とする。ただし1件当たりの補助金は1,000千円を限度とする。
- 2 交付すべき補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
（補助金交付申請）
- 第7条 補助金の交付を受けようとする者は、九重町起業支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付し町長に提出しなければならない。
- (1) 誓約書兼同意書（様式第2号）
 - (2) 町内在住者にあつては町税等納付状況調書（様式第3号）
 - (3) 町外在住者にあつては居住地における完納証明書
 - (4) 補助事業に係る経費の見積書の写し
 - (5) その他町長が必要と認める書類
- （補助金の交付決定通知）
- 第8条 町長は、前条の規定による申請があつたときは、補助金の交付を受けようとする者が申請に必要な条件を整えていると認める者について、九重町起業支援事業補助金審査会の意見を聞いて、補助金の交付を受けられる者としての適否を決定しなければならない。
- 2 町長は前項の規定により決定した補助金交付の適否を、九重町起業支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(事業計画の変更等)

第9条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、事業計画を変更、または事業を廃止するときは、九重町起業支援事業補助金変更申請書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、審査しその結果を九重町起業支援事業補助金変更交付決定通知書(様式第6号)により、通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、事業が完了後速やかに九重町起業支援事業補助金実績報告書(様式第7号)に次の各号に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(1) 住民票の写し

(2) 補助事業に係る経費の支払い領収書の写し

(3) 税務署に提出した開業届出書の写し等、開業の事実を確認できる書類

(4) 導入設備(機械装置、工具器具、構築物、物品)がわかる写真

(5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第11条 町長は、前条の規定による実績報告を受けた場合、その内容を検査の上、適当であると認めるときは、補助金の額を決定し、九重町起業支援事業補助金交付額確定通知書(様式第8号)により交付決定者に通知する。

(補助金の交付方法)

第12条 この補助金は精算払いの方法により交付する。

(補助金の交付請求)

第13条 交付決定者は、補助金の交付を請求しようとするときは、九重町起業支援事業補助金交付請求書(様式第9号)を提出しなければならない。

(報告及び調査)

第14条 交付決定者は、開業した日の翌日から起算して5年間(以下「処分制限期間」という。)、確定申告書の写し及び収支計算書、帳簿、書類、住民票の写し等を年度末までに提出し、事業の状況を報告しなければならない。

2 交付決定者は、処分制限期間内に次に掲げる事由が発生した場合は、移転・廃業・住民票異動に係る届出書(様式第10号)により、遅延なく町長に届け出なければならない。

(1) 廃業

(2) 事務所の町外への移転

(3) 町外への住民票の異動(町外転出)

3 町長は、交付決定者の事業の状況について、必要に応じて帳簿、書類等の提出を求め、または実施に調査し、必要な指示を行うことができる。

(交付決定の取り消し等)

第15条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認められた場合、交付決定を取り消し、または既に交付した補助金の全部もしくは一部を返還させることができる。

- (1) 前条第2項に規定する届出があったとき
- (2) 町が調査し、処分制限期間内に廃業または町外へ事業所を移転していると認められたとき、町外へ住民票を異動していると認められたとき
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (4) 補助金を他の用途に使用したとき
- (5) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、または指示に従わなかったとき
- (6) 届出又は報告を怠ったとき
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が補助金を交付することが不適当であると認められたとき

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、期限を定めて当該補助金の全部または一部の返還を命じるものとする。

3 第1項の規定に該当した場合に返還する補助金の額は、別表2に掲げる金額とする。
(財産の処分)

第16条 交付決定者は、補助事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）を、処分制限期間内は補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、もしくは担保に供し、または廃棄してはならない。ただし、当該取得財産の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を準用する。）を経過しているときは、この限りではない。

2 町長は、交付決定者が処分制限期間内に取得財産を処分したことにより収入があったときは、交付決定者に対し交付した補助金の全部または一部に相当する金額を町に納付させることができる。

3 前項で規定する財産処分に係る納付金額は、処分する財産に係る補助金の額に処分制限期間に対する残存月数（処分制限期間から経過月数を差し引いた月数をいう。）の割合を乗じて得た額とする。ただし、算定した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもって納付金額とする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

1 補助金対象経費

区分	内容
設備費	設備の購入、借用又は修繕に要する経費
機械装置費	機械装置の購入、改良、据付、借用又は修繕に要する経費
工具器具費	工具器具の購入、改良、据付、借用又は修繕に要する経費
構築物費	構築物の購入、建造、改良、据付、借用又は修繕に要する経費
物品費	物品の購入経費
原材料費	原材料及び副材料の購入に要する経費
外注加工費	外注加工に要する経費
委託費	試験検査委託費
専門家謝金	専門家指導の受け入れに要する経費
旅費交通費	旅費交通費
広告宣伝費	広告宣伝に要する経費
その他の経費	その他町長が必要と認める経費

2 補助金対象外経費

- (1) 事業目的以外に借用している土地、建物、機械器具、自動車等の賃借料及び購入費
- (2) 保証金、敷金、保険料、公租公課
- (3) 飲食費、遊興、娯楽に要する費用
- (4) 汎用性が高い備品（机、椅子、パソコン、スマートフォン、カメラ等容易に持ち運びができ、他の目的に使用できるもの）の経費
- (5) サブスクリプション契約に係る費用
- (6) その他、公的資金の用途として社会通念上、不適切と町長が判断する経費

別表2（第15条関係）

返還事由	事業継続期間	返還金額
廃業または町外へ事務所を移転したとき、町外へ住民票を異動したとき	1年未満	交付額の全部
	1年以上2年未満	交付額の4/5
	2年以上3年未満	交付額の3/5
	3年以上4年未満	交付額の2/5
	4年以上5年未満	交付額の1/5
偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき	交付額の全部	
補助金を他の用途に使用したとき	交付額の全部	
補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、または指示に従わなかったとき（他の事業者に雇用されたとき等）	1年未満	交付額の全部
	1年以上2年未満	交付額の4/5
	2年以上3年未満	交付額の3/5
	3年以上4年未満	交付額の2/5
	4年以上5年未満	交付額の1/5
届出又は報告を怠ったとき	1年未満	交付額の全部
	1年以上2年未満	交付額の4/5
	2年以上3年未満	交付額の3/5
	3年以上4年未満	交付額の2/5
	4年以上5年未満	交付額の1/5
その他町長が特にその必要を認めるとき	全部または一部	